

感染の疑いがある場合の対応

- 学生あるいは教職員に感染が疑われる場合※
 1. 感染が疑われる学生あるいは教職員は、自宅において健康観察を行う。
 2. 感染が疑われる学生は、クラス担任等（あるいはゼミ担当教員、学科長）に連絡する。
 - (ア) 報告を受けた学科教員は、学科教務担当教員と情報を共有する。
 - (イ) 学科教務担当教員は当該学生の登校自粛期間における対応を計画する。
 - (ウ) 学科教務担当教員は、教務課と調整し、授業担当教員に以下のメッセージを伝達する。
 - ① 「感染拡大防止を理由とする授業の欠席であり、学生の不利益にならぬようご配慮下さい。」
 - ② 「健康観察期間が分かり次第、再度ご連絡いたします。」
 3. 感染が疑われる教員は、教務課に連絡し、授業運営について協議する。
 4. 感染が疑われる職員は、所属長に連絡する。
 5. 連絡を受けたクラス担任、教務課、所属長は、コロナタスクに連絡する。
 6. コロナタスクは、保健センターに連絡する。
- 濃厚接触者として特定されなかった場合は、主治医の指示あるいは保健所の指導に基づき、行動する。
- 濃厚接触者として特定され、PCR検査を受けた場合は、検査結果に関わらず、主治医の指示あるいは保健所の指導による健康観察期間等を保健センターに連絡する。
- 学生あるいは教職員は、濃厚接触者と特定された場合、必ず本学保健センターへ連絡し、「発熱等の風邪の症状が見られたときの対応」に準じて行動する。

※感染が疑われる場合（感染対策の有無、接触時間、距離、共有物品の接触）

1. 感染者と濃厚接触が疑われる場合
感染者の症状が出る2日前から接触した者のうち、必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で15分以上接触があった場合
2. 感染者が発生した空間（同室内）に、感染者が滞在した日に15分以上滞在している場合（密閉された空間なら15分未満でも不可）
3. 感染者が発生した建物に、感染者が滞在した日に15分未満滞在しており共有物品を利用している場合
4. 感染者が発生した空間（同室内）に、感染者が滞在していた日以降に、15分未満滞在しており共有物品を利用している場合
共有物品：PC、テーブル、ソファ、ポット、冷蔵庫、リモコン等

（参考：東北大学保健管理センター）

連絡先

- 本学 保健センター 022-279-6733 平日8:50~17:35（土曜日は12:00まで）
- 宮城県・仙台市相談窓口（コールセンター）022-211-3883、022-211-2882

参考）帰国者・接触相談センター（区役所保健福祉管理課）（居住区のセンターへ連絡）

青葉区役所 022-225-7211 宮城野区役所 022-291-2111

若林区役所 022-282-1111 太白区役所 022-247-1111

泉区役所 022-372-3111